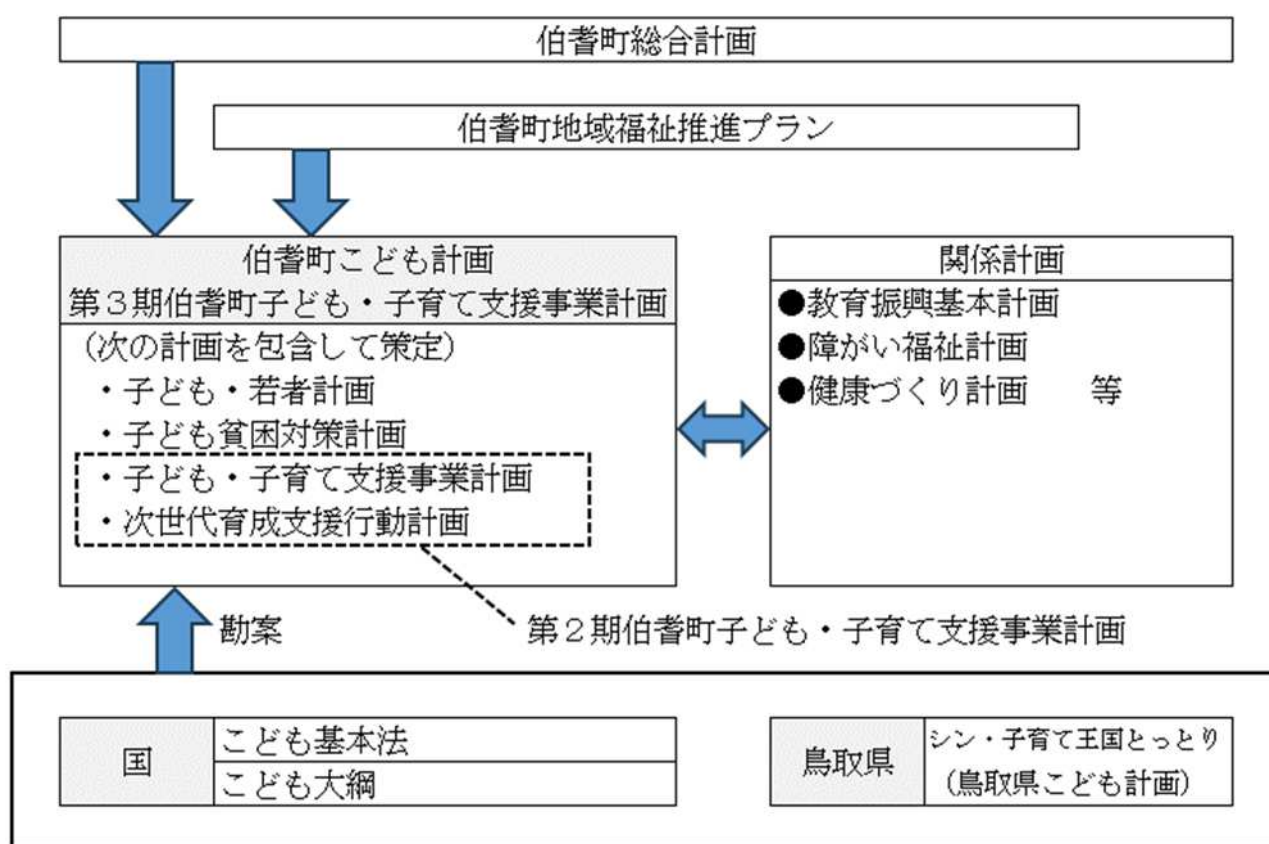


第3期伯耆町子ども・子育て支援事業計画及び 伯耆町こども計画について

1. 概要

令和7年度からの第3期伯耆町子ども・子育て支援事業計画は、令和5年4月1日にこども基本法が施行されたことに伴い、「伯耆町こども計画 第3期伯耆町子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

2. 計画の位置付け（計画のイメージ図）



(1) 根拠法令 こども基本法（令和5年4月1日施行）

(2) こども基本法の概要

①目的

自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、基本理念を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

②こども施策に関する大綱（第9条関係）

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

③県・町こども計画等（第10条関係）

町は、こども大綱及び県こども計画を勘案して、町におけるこども施策についての計画（以下、市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

町こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

④こども施策に対するこども等の意見の反映（第11条関係）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3. 計画の構成 資料5－2を予定

4. 計画の体系 資料5－3を予定

・基本理念（案） 「こどもが健やかで心豊かに成長することができるまち 伯耆町」

※（案）の考え方

伯耆町総合計画の基本方針に掲げている「健やかで心豊かな人を育むまち」「健康で安心して暮らせるまち」と、こども基本法にある社会全体でこどもの健やかな成長を後押しして、こどもや若者が成育環境にかかわらず、自分らしく幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか」な町を目指す。

5. こども等からの意見の反映 パブリックコメントにより意見を集約する。